

# ○ 太田市外三町広域清掃組合一般職 の職員の管理職手当の支給に関する規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

規 則 第 8 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号  
改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号  
改正 平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 4 号  
改正 平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 2 号  
改正 平成 2 8 年 4 月 1 日規則第 3 号  
改正 平成 2 9 年 4 月 1 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合一般職の職員の給与に関する条例  
(平成 1 1 年条例第 1 9 条)の規定による管理職手当の支給についての必要な事  
項を定めるものとする。

(支給範囲の基準)

第 2 条 管理職手当を支給される職員及び管理職手当額は、別表のとおりとする。  
2 職員が職務を兼ねるときは、主たる職務について前項の規定を適用する。

(時間外勤務手当の適用除外)

第 3 条 管理職手当の支給を受ける職にある者に対しては、太田市一般職の職員の  
給与に関する条例(平成 1 7 年太田市条例第 6 6 号)第 1 9 条、第 2 2 条及び第  
2 3 条の規定は、管理者が定める特別の場合を除き適用しない。

(管理職手当の不支給)

第 4 条 管理職手当の支給を受ける職にある者が、休日、欠勤その他の理由により  
勤務しない月があるときは、その月の管理職手当は支給しない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 4 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 8 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	管理職手当を支給される職員	支給割合
1	局長（これに相当する職務にある者）	94,000円
2	副局長（これに相当する職務にある者）	77,400円
3	参事（これに相当する職務にある者）	72,700円
4	課長及び主幹（これらに相当する職務にある者）	62,300円
5	課長補佐（これに相当する職務にある者）	56,500円
6	係長（これに相当する職務にある者）	46,300円